## 耐震改修の補助金を増額します!

令和6年4月から

# 上限140万円

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に 建築された住宅が改修補助金の対象となります。 診断・設計・改修には補助制度がありますので、 住宅耐震化をぜひご検討ください。

~耐震改修の流れ~

#### ①耐震診断 無料



無料で耐震性の調査ができます。 あらかじめお問い合わせください。 ※早く耐震改修を進めたい方は①耐震診断を 省略し、②耐震設計から耐震化を進めること ができます。

お問い合わせ先

危機管理課 ☎:0889-26-1231

#### ②耐震設計 補助上限額30万5千円



- 1.所有者が業者を選定してください。
- 2.町へ【補助事業認定申請書】 を提出してください。
- 3.町が【補助事業認定通知書】 を発行します。
- 4.耐震設計・改修の着手
  - ※必ず【補助事業認定通知書】を受領してから着手してください。
- 5.しゅん工(耐震化の完了)

お問い合わせ先

建設課 🖀: 0889-26-1113

### 3耐震改修

補助上限額140万円



※補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。